平成２７年（フ）第６７号
愛知県瀬戸市本郷町１番地の１　瀬戸水野パーク・ホームズ1111
債務者　柘植しのぶ
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭３丁目36番地　パレス松蔭２Ｄ号
債務者　坂本明浩こと　朴　　明浩
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２号
名古屋市港区明正２丁目186番地
債務者　一原かおり（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２３号
愛知県大府市梶田町４丁目１番地、住民票上の住所名古屋市名東区猪高台２丁目1215番地メゾン猪高台20Ｄ号
債務者　金山　忠広
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５２５号
札幌市白石区中央３条５丁目７番14号　エクセレンス白石203号
債務者　高橋　裕一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３１９号
札幌市中央区南８条西24丁目１番21号　ジュエルハイツ８号
債務者　久保　光義
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３号
北海道千歳市清流５丁目13番12号　サンローゼ201号
債務者　松本　綾乃（旧姓有馬・大川）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
札幌市手稲区星置１条６丁目４番１号
債務者　吉原　雅人
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地　メゾンニューしのつＢ―202号室
債務者　中村由美子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０号
札幌市北区新川５条３丁目３―12　ヨシパール53―１号室、住民票上の住所札幌市豊平区中の島１条３丁目２番１号　モナーク中の島101号
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２号
札幌市東区北26条東17丁目２番３号　ヒュース北26Ｂ101号
債務者　近澤千恵子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８号
新潟県妙高市月岡２丁目１番10号
債務者　亀井美代子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５２５５号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―1412号
債務者　宮下るみ子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４５２号
大阪市北区長柄東３丁目２番３―1305号
債務者　岡島　知憲
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５３号
大阪府枚方市中宮西之町16番１―302号
債務者　中井　正一
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６０９号
大阪市東住吉区桑津５丁目２番14―415号
債務者　山田比呂子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６１２号
大阪府高槻市城北町２丁目14番29号
債務者　滿尾　典子（旧姓二井林）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部